

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委託業務名	大津市立小中学校児童生徒の歯科保健（う歯予防等）に関する業務
委託業務場所	大津市立小松小学校ほか54校
概要	①歯科保健指導事業として、歯科医師による歯科保健指導と歯科衛生士によるブラッシング指導 ②口腔疾患対策事業として、歯科医師による歯科検診及び指導と歯科衛生士によるブラッシング指導
契約期間	令和6年6月3日から令和7年2月28日まで
契約年月日	令和6年4月26日
契約金額	5,076,500円
契約の相手方	[所在地] 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号 [名称] 一般社団法人大津市歯科医師会
契約相手方の選定理由	本事業で扱う業務は、歯科医師及び歯科衛生士が有する知識や技能を活用した専門性の高い業務である。また市内小中学校において、学校歯科医と密に連携し、業務を円滑に行えることが条件である。 大津市歯科医師会は、歯科医師を会員とする市内で最大規模を有する団体であり、本市が委嘱している歯科校医は全て同会の会員であることから、当該業務を担うことのできる団体は、大津市歯科医師会の他はない。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項  ② 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。